

FUSE ファブスペース利用規約

第1条（総則）

FUSE ファブスペース利用規約（以下「本規約」といいます）は、浜松いわた信用金庫（以下「当金庫」といいます）が運営する「Co-startup Space & Community FUSE」内に設置されたファブスペース（以下「本工房」といいます）の利用について必要な事項を定めるものとします。本規約に定めのない事項については、FUSE 会員規約（以下「会員規約」といいます）及び FUSE 利用規約（以下「利用規約」といいます）、会員規約と利用規約をまとめて「会員規約等」といいます）によるものとします。本工房の利用に関して、本規約と会員規約等との間で矛盾又は抵触がある場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

第2条（本工房への入退室）

1. 本工房への入室及び本工房内の設備機材（以下「本設備機材」といいます）の利用は FUSE 会員（会員規約第 5 条 3 項に定める会員をいい、以下「会員」といいます）のみ可能とします。但し、オープンハウス、ツアー、講習、ワークショップ、イベントなど当金庫が一般公開を認めた場合はその限りではありません。
2. 作業中又は作業後に本工房外に出る場合は、衣服・靴などに付着した汚れを本工房外に持ち出さない様注意してください。
3. 本工房の開館時間は当金庫が別途定める FUSE 開館時間に準じますが、本設備機材の利用は原則として本工房スタッフの滞在する時間のみとさせていただきます。本工房スタッフ滞在時間は当金庫が別途定める所定の方法により告知するものといたします。

第3条（本工房及び本設備機材の利用）

1. 本工房は主として会員の試作品開発等を円滑に行うことを目的として設置されているため、原則として製品の量産を目的とする本工房又は本設備機材の利用はできません。
2. 本設備機材の利用は、当該設備機材に関する講習を受講した後から可能とします。講習の受講については本工房スタッフに連絡の上、予約をしてください。
3. 本設備機材の利用にあたって、事前に本設備機材の利用予約が必要となります。なお、本設備機材を長時間ご利用する場合、ご利用をご遠慮いただく場合がありますのでご注意ください。本設備機材の予約方法及び利用方法については、当金庫が別途定める FUSE 利用規約のほか、当金庫が別途定めたルールに従ってください。詳細は本工房スタッフにお問い合わせください。

第4条（本設備機材の取り扱い）

1. 本設備機材は、安全に最大限の注意を払いご利用頂くこととします。本設備機材の利用に際して本設備機材の故障、不具合、不明点などがあつた場合は速やかに本工房スタッフへの連絡を頂くこととします。
2. 本設備機材の利用後は、本設備機材の利用者自身が清掃等を行い、利用前と同じ状態にしていただくようお願いいたします。
3. 本工房スタッフに事前の相談なく本設備機材の移動や改造することを禁止します。本設備機材の本

工房外への持ち出しは禁止とします。また、利用を許可された設備機材以外には触れないでください。

第5条（材料の持ち込み・廃棄物）

1. 使用する材料は基本にご自身でご用意ください。但し、一部の設備機材を利用する際、本工房スタッフに事前にお申し込みいただくことで備え付けの材料をご利用いただくことができる場合があります。その場合、使用量等に応じて材料費をご負担いただきます。
2. 本工房を利用した際に発生した廃棄物はお持ち帰りください。ご不明な点がございましたら、本工房スタッフにお問い合わせください。

第6条（作業内容及び成果の提供）

本工房を利用される方（以下「本工房利用者」といいます）は、本設備機材の利用が終了したとき、制作物及び作業内容などの情報について、当金庫が定める書式に則りご提供をお願いすることがあります。ご提供いただいた情報(例. 利用機材、利用時間、作業内容、使用材料、消耗品使用量等)は本工房のデータベースに蓄積し、設備機材の利用実績としてまとめられ、メンテナンス、消耗品補給、その他本工房の運営・管理全般のための情報として活用させていただきます。本工房利用者の同意をいただけた場合、会員の制作物として FUSE の公式ウェブサイト等で公開させて頂くことがあります。

第7条（資材及び制作物等の預かり）

本工房は原則として、資材及び制作物等の預かりをしないものとします。但し、本工房内の材料・仕掛品置き場に空きがあり、本工房スタッフが承諾する場合は一時預かりを行うことがあります。この場合、当金庫及び本工房スタッフのいずれも管理責任を負うものではなく、一時預かり中の紛失又は損傷その他一切の損害について、当金庫に故意又は重過失がある場合を除き当金庫は、責任を負わないものとします。

第8条（本工房利用者の責任）

1. 本設備機材を使って作成した制作物に起因する事故、また、本工房内で発生した事故については本工房利用者が一切の責任を負うものとします。
2. 本工房利用者の故意又は過失により、当金庫もしくは本工房スタッフ又は第三者が損害を被ったときは、本工房利用者は当該損害を賠償する義務を負担することとします。本工房利用者は、損害賠償の額及び支払方法などを決定するにあたり、当金庫及び本工房スタッフと誠実に協議するものとします。
3. 本工房の一般公開時に、第三者が本工房内に立ち入る可能性があります。秘匿性があるものを制作している場合にはご自身の責任で管理してください。
4. 本工房利用者は、本設備機材に残る作業データ等については自己の責任で消去することとします。本工房スタッフは作業データの管理は行わず、消去漏れに起因又は関連して本工房利用者を生じた損害に関して当金庫及び本工房スタッフは一切の責任を負担しないものとします。

第9条（当金庫の責任）

当金庫は本工房利用者及びその関係者に対し故意又は重過失によって損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。この場合に当金庫が支払うべき損害賠償の額は、本工房利用者及びその関係者に対して直接かつ現実に生じた通常損害のみとします。当金庫は本工房利用者と損害賠償の額及び支払方法などを決定するに当たり協議するものとします。

第10条（規約の改定）

1. 当金庫は、民法548条の4の規定により、次の場合に本規約を変更できるものとします。
 - (1) 会員の一般の利益に適合する場合
 - (2) 前号の場合を除き、その他相当の事由があると認められる場合
2. 本規約の変更は、変更後の規約の内容及び効力発生日を本施設の公式ウェブサイト等その他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の規約の効力が発生するものとします。
3. 本条第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。但し、当金庫が緊急と判断した場合はその限りではありません。

第11条（管轄裁判所）

当金庫と利用者等との間で紛争が生じた場合、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（準拠法）

本規約及び本規約に関連する規約等の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

制定2021年7月1日